

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の  
個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度	:	:	法人名	( )
--------	---	---	-----	-----

別表三の二付表二

令二・四・一以後終了連結事業年度分

連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (8) + (9) + (10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3	円
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4	
連結個別留保税額の計算					
年 3,000 万円 相当 額 以下 の 金 額 (24) 又は $(3,000 \text{万円} \times \frac{1}{12})$ のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 100% 相当 額	9	円
年 3,000 万円 相当 額 を 超 え 年 1 億 円 相当 額 以下 の 金 額 ((24) - (5)) 又は $(1 \text{億円} \times \frac{1}{12} - (5))$ のいずれか少ない金額	6				
年 1 億 円 相当 額 を 超 え る 金 額 (24) - (5) - (6)	7		(7) の 20% 相当 額	10	
基準個別留保金額の計算					
個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「55の②」)	11	円	(別表一の二「5」+「7」) 及び (別表一の二「10の外書」) のうち、帰せられる金額	25	円
前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(13))	12			26	
留 当 期 末 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	13		連結親法人か中小連結親法人以外の場合 民 ((25) + (26) - (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) - 別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十六)「25」-別表六の二(二十七)「11」)	27	
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 等 の 負 担 額 等 の 合 計 額	14				
<p>【No. 2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>					
<p>【No. 7】12 欄の金額は、前連結事業年度の 13 欄の金額と一致していますか。</p>					
<p>【No. 8】13 欄の金額は、当連結事業年度中に基準日があり、当連結事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。</p>					
個 別 帰 属 額 の 計 算					
外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 を 控 除 し た 並 額		税	別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「11」-別表六の二(八)付表「11」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十五)「12」-別表六の二(十六)「11」- (別表六の二(十七)付表三「17」+「20」)-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)付表「6」-別表六の二(二十二)付表「6」-別表六の二(二十四)「10」-別表六の二(二十五)「16」-別表六の二(二十六)「25」-別表六の二(二十七)「11」)	28	
住 民 税 額 (34)	16		住 民 税 額 ((25) 又は ((27) 又は (28)) のいずれか多い金額) × (16.3% 又は 10.4%)	29	
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)「9」)	17				
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (15) + (16) - (17) (マイナスの場合は0)	18				
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	19		特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特定寄附金の額の合計額) × (20% 又は 40%)	30	
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	20		((27) 又は (28)) + (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)	31	
他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 額 から 減 算 さ れ る 金 額 (別表三の二付表三「21」)	21		調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[ ((25) \text{ 又 は } (31) \text{ の い ず れ か 多 い 金 額 }) \times (16.3\% \text{ 又 は } 10.4\%) \right] \times 20\%$	32	
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (12) - (13) + (14) - (18) - (21)	22				
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「37」又は0)	23		住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 ((30) 又は (32) のいずれか少ない金額)	33	
基 準 個 別 留 保 金 額 (22) - (23)	24		住 民 税 額 (29) - (33)	34	